

大総務第 91 号
令和 2 年 2 月 28 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

次の各法人に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例施行要綱附則第 7 項の規定に基づき、所管所属長である大阪市福祉局長、大阪市水道局長から同要綱第 12 条第 3 項の規定の例による依頼があったので、同項の規定の例により、諮問します。

記

社会福祉法人大阪社会医療センター 別紙 1 のとおり
株式会社大阪水道総合サービス 別紙 2 のとおり

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】**1 外郭団体名**

社会福祉法人 大阪社会医療センター

2 所管所属名

福祉局

3 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項**(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容**

あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供する。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

令和2年12月に開院予定の病院において、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援などのサービスを必要とする対象者に当該サービスが適切に提供されている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：窓口や各種支援機関等を通じて相談された者で対象となる者のうち、当該サービスが提供されていないものの数

目標：0（中期目標期間中）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

当該地域における関係行政機関や活動団体などと連携し、当該団体が提供しているサービスの内容を、それを必要とする者やその支援者に広く周知すること。

人員の確保及び養成、周辺の各機関などとの連携の拡大並びに相談支援の充実など当該サービスを安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

当該団体が提供しているサービスに係る事業について、支援機関への周知頻度

人員養成計画（新規策定）とその実施状況及び進捗管理、周辺各機関との連携状況など

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】**1 外郭団体名**

株式会社大阪水道総合サービス

2 所管所属名

水道局

3 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項**(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容**

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：他の水道事業者からの支援の要請に支援体制がないことを理由としてこたえられなかった件数

目標：0（中期目標期間中）

指標：研修受講希望者に対する研修受講体制の確保

目標：令和5年度に実施する研修の受講枠 合計 520 名以上

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者からの支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

人員養成・ノウハウの蓄積に関する具体的な実施計画の策定と進行管理、支援をした水道事業者数など